袖ケ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関する
ガイドラインの手引

袖ケ浦市環境経済部環境管理課

ガイドラインの概要

本市に設置される事業用太陽光発電設備について、災害の防止、環境及び景観の保全、市民の安全・安心を確保するため、「袖ケ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を策定し、平成３１年４月１日に施行しました（令和元年７月１日以降に工事を着手する太陽光発電設備設置事業から適用）。

このガイドラインは、太陽光発電設備設置事業者の自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的として、市への事前協議や地域住民への説明会の開催の他、事業の実施や維持管理に当たり配慮すべき事項を定めています。

ガイドライン策定の背景

国において太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用が推進されるなか、本市でも太陽光発電設備の設置件数が増加している一方、生活環境や自然環境に与える影響を懸念する声も寄せられています。

太陽光発電設備の設置に当たっては、国が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２８年６月）」及び「事業計画策定ガイドライン（平成３０年４月改訂）」を制定し、事業計画の認定手続を求めていますが、太陽光発電設備が設置される区域の自治体や地域住民との調整について、具体的に示した内容ではありません。

本市では、市内において太陽光発電設備設置事業を行う事業者に対して、一定の基準を示すガイドラインを策定しました。

事前協議の流れ

1	太陽光発電設備設置事業の計画検討	
↓		
2	事前相談	
↓		
3	地域住民等への説明	
↓		
4	事前協議申出書の提出	※工事着手60日前まで
↓		
5	事前協議	
↓		※２箇月程度
6	事前協議終了通知	
↓		
7	工事着手	※工事着手届提出 ※標識の設置
↓		
8	工事完了	※工事完了届提出

1　太陽光発電設備設置事業の計画検討

ガイドラインに基づく事前協議の対象となる事業か確認します。

＜事前協議の対象＞

事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が<u>２０キロワット以上</u>の太陽光発電設備設置事業

※土地に自立して設置するものに限る（屋根等に設置するものは除く。）。

2　事前相談

事前協議の対象となる場合は、市の関係各課等と事前相談を行います。

＜関係各課等＞

⑴	環境管理課	ガイドライン全般に関すること。
⑵	廃棄物対策課	土砂等の埋立て、盛土及びたい積行為に関すること。
⑶	農林振興課	林地開発及び農業振興地域に関すること。
⑷	都市整備課	開発行為及び景観に関すること。
⑸	土木管理課	雨水排水、道路等に関すること。
⑹	土木建設課	土砂災害警戒区域等に関すること。
⑺	生涯学習課	埋蔵文化財に関すること。
⑻	農業委員会事務局	農地転用許可に関すること。

<u>◎事前相談を行った内容等について、打合せ報告書（任意様式）を作成し、事前協申出書に添付する必要があります。</u>

3　地域住民等への説明

事前協議申出書の提出前に、地域住民等へ説明を行います。

＜地域住民等の範囲＞

⑴	事業区域の敷地境界からおおむね５０メートル以内の居住者
⑵	事業区域に隣接する土地の所有者
⑶	事業区域の敷地境界からおおむね５０メートル以内に存する地区の区長 その他の地区を代表する者

※自治会については、市民協働推進課で確認することができます。

<u>◎地域住民等に説明をした内容について、地域住民等説明会報告書（様式第３号）を作成し、事前協議申出書に添付する必要があります。</u>

<u>◎事前協議終了後、工事着手時等のタイミングで地域住民等とトラブルになる事例が発生しておりますので、この段階から十分に説明しておく必要があります。</u>

４　事前協議申出書の提出

地域住民等への説明が終了した後、工事着手の６０日前までに環境管理課へ事前協議申出書の提出を行います。

※必要書類一覧を確認し、事前協議申出書に添付する必要があります。

５　事前協議

環境管理課から関係各課等に対し、意見照会を行います。

※事前協議終了まで、およそ２箇月程度かかります。

６　事前協議終了通知

事前協議が終了した後、環境管理課から事前協議終了通知書を交付します。

７　工事着手

事前協議及び他法令の許認可が終了後、太陽光発電設備の設置工事に着手します。

◎公衆の見やすい場所に、事業計画の内容を記載した標識を設置し、工事期間中は、工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を掲示します。

◎工事着手届（様式第６号）を環境管理課に提出します。

◎再度、地域住民等へ説明を行った上で、工事を行います。

８　工事完了

◎工事完了後、工事完了届（様式第７号）を環境管理課に提出します。

※　事前協議の内容について、変更があった場合には、変更協議が必要となるときがあります。

＜必要書類＞　　**提出部数：正本　１部、副本　７部　計８部**

1	事前協議申出書（様式第１号）	
2	事業計画書（様式第２号）	
3	地域住民等説明会報告書（様式第３号）	
4	法令等の許可書等の写し ※　太陽光発電設備設置事業の実施に当たり法令等による許認可等を受けているとき	
5	位置図（１０，０００分の１程度）	
6	区域図（２，５００分の１程度） ※　事業区域及びその周辺を明示	
7	現況・計画重ね図（２，５００分の１以上） ※　地形、事業区域、道路名称、高低差、竹木等の現況並びに事業区域内及び隣接地の地番、地目、地積及び所有者の住所氏名を記入の上、土地利用計画を重ねて表示	
8	実測図（１，０００分の１以上） ※　事業区域境界を明示	
9	土地利用計画図（１，０００分の１以上） ※　地形、事業区域、道路名称、太陽光発電設備、排水施設、植栽、柵等の計画を記入	
10	土地造成計画平面図（１，０００分の１以上） ※　事業区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置、地盤高等を記入し、切土又は盛土を色分けする	
11	土地造成計画断面図（縦断図、横断図）（１，０００分の１以上） ※　切土又は盛土をする前後の地盤高及び計画高を記入し、切土又は盛土を色分けする	
12	排水施設計画図（１，０００分の１以上）※土地利用計画平面図で記入している場合は不要 ※　事業区域内及び放流先までの排水施設、経路、排水施設の構造等を記入 ※　事業前後の雨水流出量の算定資料を添付	
13	事業区域の土地の登記事項証明書（３箇月以内のもの）	
14	公図の写し（３箇月以内のもの） ※　事前協議申出前３箇月以内のもので、事業区域内及び隣接地の地目、地積及び所有者の住所氏名を記入	
15	法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合）	
16	太陽光発電事業実施工程表（任意様式） ※　住民説明会、事前協議申出、工事着手、工事完了、発電事業開始・終了等の工程を記入	
17	事業区域の現況写真（カラーで印刷したもの）	
18	関係課等との打合せ報告書（任意様式） ※　関係課等と打合せを行った日時、担当者名、打合せ内容等を記入	
19	関係法令等による許認可等の手続状況報告書（任意様式） ※　法令等による許認可等の手続の申請状況等を記入	